

外部資金による間接経費の配分方針等について

三重大学共同研究規程の改正に伴い、施行日（令和3年3月1日）以降の本学の管理等に必要な経費として受け入れる間接経費の配分方針等は、以下のとおりとする。

1. 間接経費の区分

以下の経費については、間接経費として管理・会計処理を行うこととする。

- (1) 科学研究費補助金等に係る間接経費
- (2) 共同研究に係る間接経費
- (3) 共同研究に係る直接経費のうち、当該共同研究に係る担当教員等の関与時間に対する人件費相当額（以下「人件費相当額」という。）
- (4) 受託研究等に係る間接経費
- (5) 受託研究員に係る間接経費

2. 間接経費の配分

間接経費については、その50%を全学共通経費に配分し、50%を当該部局に配分する。但し、1.(3)に定める人件費相当額については、全額を当該共同研究の研究担当者に配分する。

3. 人件費相当額の時間単価について

1.(3)に定める人件費相当額を積算する場合の時間単価については、次の金額以上とする。

教授：6,000円、准教授・講師：5,000円、助教：4,000円

4. その他

- (1) 部局配分を受けた部局は、別紙様式による「競争的資金に係る間接経費等執行実績報告書」を次年度の6月10日までに学長へ報告する。
- (2) 全学共通経費については学長に一任し、その管理は研究担当理事が行う。
- (3) 平成16年5月26日付け「外部資金による間接経費等の配分方針について」は廃止する。